

別に定める事項

関係条項	内容
	住宅耐震改修計画策定費補助
第3条 (交付申請)	(添付書類) - 様式第耐震1－1号(耐震診断・耐震改修計画策定住宅概要書) - 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し - 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 - 住宅の登記事項証明書 - 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) - その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 - 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢(生年月日)及び所有者と申請者の関係が分かる書類(所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本等) - 住宅の付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) - 現況写真(建物の全景2面以上) - 耐震診断・耐震改修計画策定費用の見積書 - 区分所有の共同住宅である場合は次に掲げる書類 - 交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類 - 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類 - 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類 - 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要なとなる書類 - 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの) (指定期日) 当該各事業に着手する前。
第6条第1項 (内容変更申請)	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの。
	(軽微な事業内容の変更) 次に掲げるもの以外の場合で、補助金の額に変更を生じないもの。
	1 補助事業の対象となる住宅の変更
第6条第1項 (変更交付申請)	(添付書類) 第3条関係の各添付書類に準じる。
	(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第8条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項等) - 事業の遂行状況 - 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
第9条 (実績報告)	(添付書類) - 様式第耐震2号(補助金算定・精算書) - 耐震改修工事費用の見積書 - 交付決定通知書の写し - 様式第耐震3号(耐震診断報告書)及び木造以外の共同住宅のうち階数3以上かつ延べ面積が1,000㎡以上のものは、建築物耐震評価書の写し - 住宅耐震改修に係る図書 - 配置図 - 平面図、立面図(耐震改修前後) - その他耐震改修計画内容が確認できる図書 - 耐震改修計画策定に係る契約書の写し及び領収書の写し - 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し - 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの) (指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の2月28日のいずれか早い日。

関係条項	内容
	住宅耐震改修工事費補助
第3条 (交付申請)	(添付書類) - 様式第耐震1－2号(耐震改修工事住宅概要書) - 様式第耐震2号(補助金算定・精算書) - 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し(全住戸分) - 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 - 住宅の登記事項証明書 - 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) - その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 - 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年

	齢（生年月日）及び所有者と申請者の関係が分かる書類（所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本等） 5 様式第耐震3号（耐震診断報告書）及び木造以外の共同住宅のうち階数3以上かつ延べ面積が1,000㎡以上のものは、建築物耐震評価書の写し 6 所有者の所得証明書の写し（全住戸分） 7 住宅耐震改修に係る図書 (1) 付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） (2) 現況写真（建物の全景2面以上） (3) 配置図 (4) 平面図、立面図（耐震改修前後） (5) その他耐震改修工事内容が確認できる図書 8 区分所有の共同住宅である場合は、次に掲げる書類 (1) 交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類 (2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類 (3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類 (4) 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要となる書類 9 改修工事を実施する事業者の要件が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し (2) 兵庫県の登録を受けた事業者グループを構成する事業者であることが確認できる書類（木造戸建住宅の場合に限る） 10 様式第耐震5-1号（耐震改修工事実績公表同意書） 11 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの） ※ 交付申請書を住宅耐震改修計画策定費補助の実績報告書と同時に提出する場合、上記3、4及び6の書類は当該実績報告書をもって代えることができる。
	（指定期日） 当該各事業に着手する前。
第6条第1項 （内容変更申請）	（軽微な経費配分の変更）補助金の額に変更を生じないもの。 （軽微な事業内容の変更） 次に掲げるもの以外の場合で、補助金の額に変更を生じないもの。 1 補助事業の対象となる住宅の変更
	（添付書類） 第3条関係の各添付書類に準じる。
第6条第1項 （変更交付申請）	（添付書類） 第3条関係の各添付書類に準じる。 （指定期日） 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第8条第1項 （遂行状況報告）	（報告事項等） 1 事業の遂行状況 2 今後の見通し（完了予定年月日）及び所見
第9条 （実績報告）	（添付書類） 1 様式第耐震2号（補助金算定・精算書） 2 交付決定通知書の写し 3 様式第耐震4号（耐震改修工事実施確認書） 4 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し 5 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し 6 様式第耐震5-2号（耐震改修工事実績公表内容報告書） 7 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの） （指定期日） 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の2月28日のいずれか早い日。

関係条項	内 容
	簡易耐震改修工事費補助
第3条 （交付申請）	（添付書類） 1 様式第耐震簡1号（耐震改修住宅概要書） 2 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの） (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 3 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢（生年月日）及び所有者と申請者の関係が分かる書類（所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本等） 4 所有者の所得証明書の写し

	5 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) 6 現況写真(建物の全景2面以上) 7 改修工事を実施する事業者の要件が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し <u>(1) 兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し</u> <u>(2) 兵庫県の登録を受けた事業者グループを構成する事業者であることが確認できる書類</u> 8 様式第耐震5-1号(耐震改修工事実績公表同意書) 9 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの) (指定期日) 当該各事業に着手する前。
第6条第1項 (内容変更申請)	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの。 (軽微な事業内容の変更) 次に掲げるもの以外の場合で、補助金の額に変更を生じないもの。 1 補助事業の対象となる住宅の変更 (添付書類) 第3条関係の各添付書類に準じる。
第6条第1項 (変更交付申請)	(添付書類) 第3条関係の各添付書類に準じる。 (指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第8条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項等) 1 事業の遂行状況 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
第9条 (実績報告)	(添付書類) 1 様式第耐震簡2号(補助金精算書) 2 交付決定通知書の写し 3 様式第耐震簡3号(耐震診断報告書) 4 住宅耐震改修に係る図書 (1) 配置図 (2) 平面図、立面図(耐震改修前後) (3) その他耐震改修工事内容が確認できる図書 5 様式第耐震簡4号(耐震改修工事実施確認書) 6 耐震診断、耐震改修計画策定、耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び領収書の写し 7 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し 8 様式第耐震5-2号(耐震改修工事実績公表内容報告書) 9 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの) (指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の2月28日のいずれか早い日。

関係条項	内 容
	屋根軽量化工事費補助
第3条 (交付申請)	(添付書類) 1 様式第耐震部分1号(耐震改修工事住宅概要書) 2 様式第耐震部分2号(補助金算定・精算書) 3 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 4 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢(生年月日)及び所有者と申請者の関係が分かる書類(所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本等) 5 様式第耐震部分3号(耐震工事事業計画書) 6 所有者の所得証明書の写し 7 住宅耐震改修に係る図書 (1) 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) (2) 現況写真(建物の全景2面以上) (3) 配置図 (4) 平面図、立面図(耐震改修前後) (5) その他耐震改修工事内容が確認できる図書 8 改修工事を実施する事業者の要件が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し <u>(3) 兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し</u> <u>(4) 兵庫県の登録を受けた事業者グループを構成する事業者であることが確認できる書類</u>

	9 様式第耐震 5－1 号(耐震改修工事实績公表同意書) 10 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの） (指定期日) 当該各事業に着手する前。
第 6 条第 1 項 (内容変更申請)	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの。 (軽微な事業内容の変更) 次に掲げるもの以外の場合で、補助金の額に変更を生じないもの。 1 補助事業の対象となる住宅の変更 (添付書類) 第 3 条関係の各添付書類に準じる。
第 6 条第 1 項 (変更交付申請)	(添付書類) 第 3 条関係の各添付書類に準じる。 (指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第 8 条第 1 項 (遂行状況報告)	(報告事項等) 1 事業の遂行状況 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
第 9 条 (実績報告)	(添付書類) 1 様式第耐震部分 2 号(補助金算定・精算書) 2 交付決定通知書の写し 3 様式第耐震部分 4 号(耐震改修工事実施確認書) 4 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し 5 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し 6 様式第耐震 5－2 号(耐震改修工事实績公表内容報告書) 7 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの） (指定期日) 当該各事業完了の日から起算して 30 日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の 2 月 28 日のいずれか早い日。

関係条項	内 容
	シェルター型工事費補助
第 3 条 (交付申請)	(添付書類) 1 様式第耐震部分 1 号(耐震改修工事住宅概要書) 2 様式第耐震部分 2 号(補助金算定・精算書) 3 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 4 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢（生年月日）及び所有者と申請者の関係が分かる書類（所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本等） 5 改修後の住宅の居住者の全員が高齢者の場合、その居住者全員の年齢（生年月日）が分かる書類（居住者全員の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等） 6 様式第耐震部分 3 号(耐震工事業計画書) 7 所有者の所得証明書の写し 8 住宅耐震改修に係る図書 (1) 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) (2) 現況写真（建物の全景 2 面以上） (3) 配置図 (4) 平面図、立面図（耐震改修前後） (5) その他耐震改修工事内容が確認できる図書 8 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの） (指定期日) 当該各事業に着手する前。
第 6 条第 1 項 (内容変更申請)	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの。 (軽微な事業内容の変更) 次に掲げるもの以外の場合で、補助金の額に変更を生じないもの。 1 補助事業の対象となる住宅の変更 (添付書類) 第 3 条関係の各添付書類に準じる。
第 6 条第 1 項 (変更交付申請)	(添付書類) 第 3 条関係の各添付書類に準じる。 (指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第 8 条第 1 項 (遂行状況報告)	(報告事項等) 1 事業の遂行状況 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見

第9条 (実績報告)	(添付書類) 1 様式第耐震部分2号(補助金算定・精算書) 2 交付決定通知書の写し 3 様式第耐震部分4号(耐震改修工事実施確認書) 4 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し 5 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し 6 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの)
	(指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の2月28日のいずれか早い日。

関係条項	内 容
	建替工事費補助
第3条 (交付申請)	(添付書類) 1 様式第建防1号(住宅概要書) 2 除却する住宅の所有者及び建築時期が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 4 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢(生年月日)及び所有者と申請者の関係が分かる書類(所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本等) 5 除却する住宅の耐震診断結果 6 現況写真(建物の全景2面以上) 7 申請者の所得証明書の写し 8 建替工事の見積書 9 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることが確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 省エネ基準への適合性に関する説明書 (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項前段(同条第4項において読み替える適用する場合を含む。)の規定による届出書 (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に基づく設計住宅性能評価書 (4) その他の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることが確認できる書類 10 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの)
	(指定期日) 当該各事業に着手する前。
第6条第1項 (内容変更申請)	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの。
	(軽微な事業内容の変更) 次に掲げるもの以外の場合で、補助金の額に変更を生じないもの。 1 補助事業の対象となる住宅の変更
第6条第1項 (変更交付申請)	(添付書類) 第3条関係の各添付書類に準じる。
	(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第8条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項等) 1 事業の遂行状況 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
	(添付書類) 1 交付決定通知書の写し 2 新たに建築した住宅の建築年月・耐震基準への適合状況・設計者が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 住宅の建築確認通知書及びその添付図書 (2) 前2号に掲げるもののほか住宅の所有者、建築年月、現行の建築基準法への適合状況、設計者を証明する書類 3 建替えに係る工事契約書の写し及び領収書の写し 4 新たに建築する住宅の検査済証 5 完了写真 6 兵庫県住宅再建共済制度に加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し 7 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの)
	(指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の2月28日のいずれか早い日。

関係条項	内 容
	防災ベッド等設置助成事業
第 3 条 (交付申請)	(添付書類) - 様式第建防 1 号(住宅概要書) - 住宅の建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し - 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 - 住宅の登記事項証明書 - 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) - その他住宅の建築年月を証明する書類 - 耐震診断結果 - 住民票の写し - 申請者の所得証明書の写し - 設置しようとしている防災ベッド等に関する仕様書及び見積書 - 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの) (指定期日) 当該各事業に着手する前。
第 6 条第 1 項 (内容変更申請)	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの。
	(軽微な事業内容の変更) 次に掲げるもの以外の場合で、補助金の額に変更を生じないもの。
	1 補助事業の対象となる住宅の変更
第 6 条第 1 項 (変更交付申請)	(添付書類) 第 3 条関係の各添付書類に準じる。
	(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第 8 条第 1 項 (遂行状況報告)	(報告事項等) - 事業の遂行状況 - 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
第 9 条 (実績報告)	(添付書類) - 交付決定通知書の写し - 防災ベッド等の設置にかかる契約書及び領収書の写し - 完了写真 - 兵庫県家財再建共済制度に加入証書の写し又は兵庫県家財再建共済制度加入申込書の写し - 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの)
	(指定期日) 当該各事業完了の日から起算して 30 日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の 2 月 28 日のいずれか早い日。